

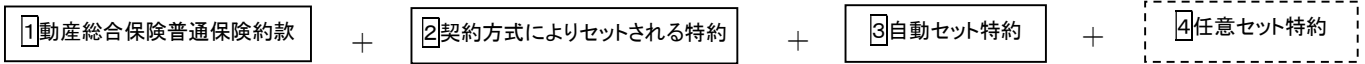
お支払いする保険金および費用保険金のご説明

動産総合保険

動産総合保険の普通保険約款・主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合についてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 商品のしくみ

動産総合保険は、普通保険約款に各種特約をセットしてご契約いただけます。ご契約時のお申出にかかわらず、契約方式・契約条件および保険の対象に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)がございますのでご注意ください。



2. 補償内容

1 普通保険約款の補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	偶然な事故によって保険の対象に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。  (例) ・火災・落雷・破裂・爆発 ・他物の落下・飛来・衝突 ・輸送用具の脱線・転覆・沈没・座礁 ・建物の崩壊 ・盗難 など	$\text{損害の額}^{(注1)} \times \frac{\text{保険金額}^{(注2)}}{\text{保険価額}^{(※1)}}$ <p>【損害の額】                      保険価額<sup>(※1)</sup>によって定めます。損害が生じた保険の対象を修理することができるときには保険価額<sup>(※1)</sup>を限度とし、次の算式によって算出した額とします。</p> $\text{修理費}^{(※2)} - \left[ \begin{array}{l} \text{修理によって保険の対象の価} \\ \text{額}^{(※3)} \text{が増加した場合はその} \\ \text{増加額}^{(※4)} \\ \text{---} \\ \text{修理に伴って生じた残存物が} \\ \text{ある場合はその価額} \end{array} \right]$	①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ②①に規定する者以外の者が保険金受取人である場合において、その受取人またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ③保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害 ④差押え、没収、収用、破壊等または公共団体の公権力の行使による損害 ⑤保険の対象の欠陥による損害 ⑥保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 ⑦加工着年後に発生した損害。ただし、自動セットされる「加工中の限定危険補償特約」により、加工着手から加工終了までの間の損害に対しては、火災、落雷、破裂・爆発、風災等に限定して、保険金をお支払いします。 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ⑨地震、噴火、津波によって発生した損害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます) ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性によって発生した損害 ⑪上記⑩以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって発生した損害またはこれらに随伴して発生した損害 ⑫台風・暴風雨・豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害 ⑬電気的事故・機械的事故による損害 ⑭修理・清掃等の作業上の過失等による損害 ⑮詐欺・横領・紛失・置忘れによる損害 ⑯保険契約者および被保険者が事業
		(注1) 損害の額 保険証券に免責金額の記載がある場合は、免責金額を差し引きます。ただし、全損 <sup>(注3)</sup> の場合および火災、落雷または破裂・爆発による事故の場合は、差し引けません。	
		(注2) 保険金額 保険金額が保険価額 <sup>(※1)</sup> を超える場合は保険価額 <sup>(※1)</sup> とします。	
		(注3) 全損 損害の額が保険価額 <sup>(※1)</sup> を超える場合または保険の対象を積載している輸送用具の行方が60日間わからない場合などをいいます。	
		(※1) 保険価額 損害が生じた地および時における保険の対象の価額 <sup>(※3)</sup> をいいます。 (※2) 修理費 損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (※3) 保険の対象の価額 再調達価額 <sup>(※5)</sup> から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額 <sup>(※6)</sup> を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額 <sup>(※7)</sup> をいい、貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (※4) 増加額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額 <sup>(※5)</sup> の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額		保険金をお支払いできない主な場合
			保険の対象の再調達価額 <sup>(※5)</sup> の90%に相当する額を限度とします。 (※5) 再調達価額 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。 (※6) 減価額 保険の対象が現に使用されている場合であつて、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 (※7) 再作成または再取得するのに要する額 再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。	者(個人事業主を含みます)である場合に、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントによって生じた損害。ただし、以下を除きます。 ・サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントによって保険の対象に生じた損害 ・サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害 (「サイバーインシデント限定補償特約」が自動セットされます) など
		(*）保険金額は保険価額と同額で設定してください。保険価額より低く設定すると、その割合に応じて保険金が削減されますのでご注意ください。また、保険価額を超えて設定した場合、その超過分は、保険金をお支払いできません。 <b>【保険金支払後の保険契約】</b> 損害保険金の支払額が、1回の事故につき、保険金額に相当する額となった場合、保険契約はその保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。保険金額に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あつても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。		
残存物取片づけ費用保険金	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用 <sup>*</sup> に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。 ※取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。	<b>実費</b>	ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。	
損害防止費用	事故発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対して、損害防止費用をお支払いします。	<b>実費</b>	ただし、保険金額 <sup>(注)</sup> から、損害保険金を差し引いた額が限度となります。 (注) 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。	
権利保全行使費用	事故発生時に、当社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用に対して、権利保全行使費用をお支払いします。	<b>実費</b>		

## ②契約方式によりセットされる特約の内容

普通保険約款および自動セット特約の補償内容に加え、各契約方式別に特約がセットされ、次の項目が追加されます(記載のない事項は、普通保険約款および自動セット特約の補償内容に準じます)。

契約方式	契約方式の概要	セットされる特約
<b>特定動産契約</b> 個人または法人、個人事業主が所有する特定の動産を保険の対象とする契約方式で、所在場所不特定方式と所在場所特定方式があります。保険金額は、保険の対象とする動産を特定し、1個または1組ごとに設定します。		
<b>所在場所不特定方式</b>	所在場所を特定せず、日本国内または保険証券に記載された補償地域で補償します。	—
<b>所在場所特定方式</b>	収容建物または所在敷地内により特定した保険証券に記載された保管場所内のみ補償します。	特定動産所在場所特定契約方式特約
<b>商品・在庫品契約(普通契約方式)</b>	流通過程にある商品、在庫品を保険の対象とする契約方式です。保険証券に記載された保管場所および運送区間において保管または運送されている間に発生した損害を補償します。 <b>【お支払いする損害保険金の額】</b> 保管中：損害の額(保険金額 <sup>※1</sup> 限度)。ただし、保険金額が保管場所の在庫高より低い場合は、損害の額に、損害発生時のその保管場所の在庫高に対する保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。 運送中：損害の額(1事故につき、支払限度額限度)。ただし、運送保険金額 <sup>※2</sup> が運送保険価額 <sup>※3</sup> より低い場合は、損害の額に、運送保険価額 <sup>※3</sup> に対する運送保険金額 <sup>※2</sup> の割合を乗じた額を、支払限度額を限度にお支払いします。 ※1 保険金額が保管場所の在庫高を超える場合は保管場所の在庫高とします。 ※2 保険証券に記載された延べ輸送額をいいます。 ※3 損害発生直前の応当期間の延べ輸送額をいいます。	商品普通契約方式特約
<b>現金・小切手・有価証券契約(普通契約方式)</b>	保管中、運送中の現金・小切手・有価証券を保険の対象とする契約方式です。保険証券に記載された保管場所および運送区間において保管または運送されている間に発生した損害を補償します。 <b>【お支払いする損害保険金の額】</b> 保管中：損害の額(保険金額 <sup>※1</sup> 限度)。ただし、保険金額が保管場所の保管高より低い場合は、損害の額に、	現金・小切手普通契約方式特約

契約方式	契約方式の概要	セットされる特約
	<p>損害発生時のその保管場所の保管高に対する保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>運送中: 損害の額(1事故につき、支払限度額限度)。ただし、運送保険金額<sup>※2</sup>が運送保険価額<sup>※3</sup>より低い場合は、損害の額に、運送保険価額<sup>※3</sup>に対する運送保険金額<sup>※2</sup>の割合を乗じた額を、支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>※1 保険金額が保管場所の保管高を超える場合は保管場所の保管高とします。</p> <p>※2 保険証券に記載された延べ輸送額をいいます。</p> <p>※3 損害発生直前の応当期間の延べ輸送額をいいます。</p>	
展示契約 (展示品契約A号特約 (展示一貫))	展示会・見本市などの出品物を保険の対象とする契約方式です。保険証券に記載された展示場所・保管場所および運送区間において展示・保管または運送されている間に発生した損害を補償します。	展示品契約特約 (A)
巡回販売契約 (巡回販売A号特約 (期間建契約))	<p>不特定の場所を巡回して販売する商品を保険の対象とする契約方式です。巡回販売の目的で保険証券に記載された保管場所から搬出された時からもとの保管場所に搬入された時までの間に発生した損害を補償します。</p> <p>【お支払いする損害保険金の額】</p> <p>損害の額(1名の販売員または1台の車両につき定めた支払限度額限度)。ただし、保険金額が総持ち出し価額<sup>※</sup>より低い場合は、損害の額に、損害発生時の総持ち出し価額<sup>※</sup>に対する保険金額の割合を乗じた額を、1名の販売員または1台の車両につき定めた支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>※保険証券に記載された保管場所から、巡回販売に出ている販売員または車両により持ち出された保険の対象の価額の合計額をいいます。</p>	巡回販売契約特約 (A)
商品付帯契約	メーカー、小売店等が商品販売促進のため、自ら製造・販売する特定の商品を保険の対象とし、購入者を被保険者とする契約方式です。商品購入後の一定期間(通常1年間)に発生した所定の偶然な事故による損害を補償します。個別にセットされた特約等に従い、保険金をお支払いします。	■個別に特約をセットします。
リース・レンタル契約	リース・レンタル会社が所有権を有し契約書に基づいてリース・レンタルする物件を保険の対象として、包括的にお引受けする契約方式です。個別にセットされた特約等に従い、保険金をお支払いします。	■個別に特約をセットします。
ガソリンスタンド 包括契約	<p>ガソリンスタンド敷地内に所在する機器<sup>※</sup>、現金・商品等、ガラスを包括的に保険の対象とする契約方式です。ガソリンスタンド敷地内機器は普通保険約款および自動セット特約の規定に従って保険金をお支払いします。現金・商品等は盗難による損害、ガラスは偶然な事故による破損の損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※給油計量機(ポータブルを含み、地下または建物内の配管を除きます)、洗車機、オートリフト、コンプレッサー、スチームクリーナー、看板等をいいます。</p> <p>【お支払いする損害保険金の額】</p> <p>ガソリンスタンド敷地内機器: 損害の額(保険金額限度)</p> <p>現金・商品等: 損害の額(保険金額限度)。ただし、現金・小切手等の場合は、1事故および保険期間を通じて15万円限度。</p> <p>ガラス: 損害の額(ガラス1枚につき10万円限度)。</p>	ガソリンスタンド包括契約特約

### ③自動セット特約の内容

次の特約が自動的にセットされることにより、普通保険約款の補償内容(条件)が変更されます。

特約	特約の概要
1時間未満の電力停止等による損害対象外特約	電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、副産物および副資材等のみが損害を受けた場合には、その損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、停止または異常が1時間以上にわたった場合を除きます。
温・湿度変化損害対象外特約	温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、その損害が、火災、落雷、破裂または爆発によって発生した場合を除きます。
格落損害対象外特約	損傷が発生したことによって価値が低下したことによる損害については保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象が美術品または骨董品である場合には、保険金をお支払いします。
加工中の限定危険補償特約	保険の対象の加工着手から加工終了までの間に火災、落雷、破裂・爆発、風災等によって発生した損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その損害が加工または製造に直接起因している場合を除きます。
管球類単独損害対象外特約	真空管、電球その他これらに類似の管球類に単独に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
航空運賃対象外特約	修理費中に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用に対しては、保険金をお支払いできません。
国内のみ補償特約	保険の対象が日本国内にある間に発生した事故による損害についてのみ、保険金をお支払いします。
混入・目減り危険等対象外特約	汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、目減りその他類似の事由に起因して発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
擦損危険等対象外特約	かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げなどの単なる外形上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合を除きます。
使用人の不誠実行為対象外特約	保険契約者、被保険者または使用人等が関与した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任、恐喝その他の不誠実行為による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
消耗品単独損害対象外特約	消耗品に単独に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
自力救済行為等対象外特約	被保険者もしくは被保険者の取引先および保険の対象の使用、管理を委託された者の倒産等に随伴して発生した、窃盗、強盗、差押え、没収、債権者およびその関係者による自力救済行為等に起因して保険の対象に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
脱毛危険対象外特約	保険の対象の脱毛による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
地中・水中・空中危険対象外特約	保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

特約		特約の概要
吹込み・雨漏り損害限定補償特約	雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたは雨漏りによって発生した損害に対しては、風災、雹災、雪災または不測かつ突発的な事故によって保険の対象を保管する建物またはその開口部が直接破損したために発生した場合に限り、保険金をお支払いします。	
万引き・品不足危険対象外特約	万引きその他保険証券に記載された保管場所に不法に侵入しなかった者によりなされた盗取による損害(ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます)、検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます)または、保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。	
冷凍・冷蔵・保温物特約	冷凍・冷蔵・保温装置または設備の破壊・変調・機能停止等による損害に対しては、保険金をお支払いできません。	
サイバーインシデント限定補償特約	直接であると間接であると問わず、サイバーインシデントのうち、サイバー攻撃の結果として生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、火災、破裂・爆発によって損害が生じた場合を除きます。 電氣的・機械的事故補償特約がセットされた契約において、電氣的・機械的事故補償特約で保険金を支払わないこととしていた損害(コンピュータ等が、日付データの処理に関連して正常に動作しなくなったことに起因して発生した電氣的事故・機械的事故による損害等)に対しては、この特約は適用されません。 この特約は、保険契約者および被保険者が事業者(個人事業主を含みます)の場合に適用されます。	
特定の保険の対象などに適用される特約	楽器特約	弦*の切断または打楽器の打皮の破損は、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合にのみ、保険金をお支払いします。音色または音質の変化の損害は、保険金をお支払いできません。 ※ピアノ線を含みます。
	現金・有価証券特約	有価証券の範囲、保険価額、保険金をお支払いできない場合等について定める特約です。
	耕工作車特約	登録等を受けている車両に発生した損害や無資格運転・飲酒運転の場合に発生した損害およびワイヤー、キャタピラ、フォーク、ハンマ、電球、潤滑油等に単独に発生した損害等については、保険金をお支払いできません。
	自動販売機等特約	自動販売機に発生した汚れ、すり傷等外形上のみ損傷で保険の対象の機能に支障をきたさない損害、ブラウン管や電球等の管球類に単独に発生した損害等の場合は、保険金をお支払いできません。 また、収容商品または収容現金が保険の対象の場合には、機械の変調等により規定量より多く出ることによって発生した損害や、検品時の数量不足、偽造紙幣等による損害に対しても、保険金をお支払いできません。
	什器・備品等特約	什器・備品一式*について、保険証券に記載された保管場所に保管されている間に発生した損害に限り、保険金をお支払いします。また、ガラス部分に関しては、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合にのみ、保険金をお支払いします。 ※商品、原材料、仕掛品、半製品および副産物、造作および建物の付属設備、通貨、有価証券、印紙、切手およびその他これらに類する物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品、稿本(本などの原稿)、設計図等は含まれません。
	修理付帯費用保険金補償特約	火災、落雷または破裂もしくは爆発の事故により保険の対象に損害が発生した結果、その保険の対象の復旧にあたり、当社の承認を得て支出した損害の原因調査費用や仮修理費用等の必要かつ有益な費用に対して、修理付帯費用保険金をお支払いします。ただし、居住の用に供する部分または営業用倉庫敷地内にある保険の対象にかかわる費用に対しては、修理付帯費用保険金をお支払いできません。
	宝石・貴金属特約(A)	宝石・貴金属について、保管場所の営業時間外は、金庫*内に保管されかつ金庫が施錠されている間に発生した損害に対してのみ、保険金をお支払いします。また、運送中または巡回販売中は、金庫外で保管中に発生した盗難や車両積載中の損害等に対しては保険金をお支払いできません。 ※耐火定置式のものをいい、手提げ金庫など可動式のものを除きます。
臨時費用・残存物取片づけ費用対象外特約(商品付帯用)	商品付帯契約の場合に、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金を補償対象外とする特約です。	
セット条件により必ずセットされる特約	装飾品の単独損害対象外特約	保険の対象のうち、装飾品類に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。保険の対象が「みこし・山車」等の場合には必ずセットして引き受けます。
	テロ行為等対象外特約	直接であると間接であると問わず、テロ行為等(政治的、社会的、宗教的または思想的な主義・主張を有する組織もしくはこれと連帯する者が、その主義・主張を実現する目的によってなす暴力行為または破壊行為)によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。保険金額が10億円以上の場合に限りセットされます(ただし、被保険者が個人の場合は10億円以上でもセットしません)。
	臨時費用対象外特約	臨時費用保険金を補償対象外とする特約です。全ての契約に必ずセットされます。

#### 4 主な任意セット特約の内容

次の特約をセットすることにより、補償内容(条件)を追加または削除することができます。

(1) 補償される範囲を縮小する特約

特約	特約の概要
風災危険対象外特約	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災*によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※洪水、高潮等を除きます。
騒擾危険等対象外特約	騒擾およびこれに類似の集団行動によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
火災、落雷、破裂・爆発、盗難危険のみ補償特約	火災、落雷、破裂または爆発、盗難による損害に対してのみ、保険金をお支払いします。
運送中の破曲損対象外特約	運送*中に発生した破損、すり傷または曲がりもしくはへこみによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、火災、爆発や輸送用具の脱線、転覆、墜落、他物との衝突、沈没等による損害の場合はお支払いします。 ※積替えのための一時保管を含みます。
運送中の盗難・不着危険対象外特約	運送*中に発生した盗難または不着によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※積替えのための一時保管を含みます。
作業危険対象外特約(展示用)	開梱・梱包・陳列・飾り付け・撤去およびそれらの作業に伴う移動または運搬作業によって発生した破損・汚損等の損害に対しては、保険金をお支払いできません。

## (2) 補償される範囲を拡大する特約

特約	特約の概要
修理危険補償特約	修理・清掃等の作業上の過失等による損害に対して保険金をお支払いします。
電氣的・機械的的事故補償特約	外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故によって発生した損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、コンピュータ等が年・月・日付・時刻データの処理に関連して正常に作動しなかったことや、誤作動等に対処するためにコンピュータ等に実施した修正措置等に起因して発生した電氣的事故または機械的的事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
水災危険補償特約	普通保険約款で保険金を支払わない場合となっている台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって発生した損害に対して、保険金をお支払いします。

## (3) 補償条件に関する特約

特約	特約の概要
免責金額特約	1回の事故によって発生した損害の額が保険証券に記載された免責金額を超える場合に限り、その超過額に対して損害保険金をお支払いします。ただし、全損の場合および火災、落雷、破裂・爆発による事故の場合を除きます。
縮小支払特約	損害保険金の額を、保険証券に記載された縮小支払割合に縮小してお支払いする特約です。
全損のみ補償特約	1回の事故によって発生した損害が全損となった場合にのみ保険金をお支払いします。
支払限度額特約	1回の事故につき、保険証券に記載された支払限度額を限度として損害保険金をお支払いします。また、保険期間中を通じての損害保険金の総計は、保険証券に記載された支払限度額を超えないものとします。
残存物取片づけ費用保険金対象外特約	残存物取片づけ費用保険金を補償対象外とする特約です。
1点支払限度額特約	個々の保険の対象1点(付属品を含みます)につき、保険証券に記載された支払限度額を限度として損害保険金をお支払いします。
金庫内収容中危険のみ補償特約	保険の対象が金庫 <sup>*1</sup> 内に収容されている間に発生した事故による損害に対してのみ、保険金をお支払いします。ただし、営業時間外 <sup>*2</sup> において、その金庫が施錠されていない場合に発生した盗難による損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 耐火定置式のものを用い、手提げ金庫など可動式のものを除きます。 ※2 保険証券に記載された保管場所が無となり、人による継続的な監視がなされない状態を含みます。
営業時間外金庫内収容中のみ補償特約	保管場所の営業時間外 <sup>*1</sup> に発生した盗難による損害に対しては、保険の対象が施錠された金庫 <sup>*2</sup> に収容されていた場合に限り、保険金をお支払いします。 ※1 保険証券に記載された保管場所が無となり、人による継続的な監視がなされない状態を含みます。 ※2 耐火定置式のものを用い、手提げ金庫など可動式のものを除きます。
オールリスク修理付帯費用保険金補償特約	修理付帯費用保険金をお支払いする事故を「火災、落雷、破裂・爆発」に限定せず、普通保険約款およびセットされる他の特約により「損害保険金をお支払いする事故」に拡大して修理付帯費用保険金をお支払いします。
損害賠償請求権不行使特約	保険証券に記載された者の過失によって発生した損害について、当社がこれらの者に対する損害賠償請求権を取得した場合には、その権利を行使しないこととする特約です。
協定保険価額特約	美術品・骨董品等、一般的な評価基準で把握し難いものについて、ご契約時に協定した保険証券に記載された保険の対象の価額を保険価額(時価額)とする特約です。
実損払特約	前記2. ①の「お支払いする保険金の額」の算式にかかわらず、損害の額から免責金額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。
新価保険特約	損害の額を再調達価額により算出することとする特約です <sup>*</sup> 。保険証券に記載された保険の対象のうち、設備、装置、什器または備品等であって、その減価割合が5割以下のものに適用されます。ただし、損害の発生した日から2年以内に保険の対象を復旧しない場合には、時価額により損害の額を算出して損害保険金をお支払いします。 <sup>*</sup> 保険金額が再調達価額に満たない場合は、保険金額の再調達価額に対する割合に応じて保険金をお支払いします。

(2022年5月承認) GN22C010146